KONOIKE GROUP

第80回
定時株主総会 招集ご通知

日 時／2020年７月31日（金曜日）午前10時
受付開始　午前９時

場 所／ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第１号議案	**取締役８名選任の件**
第２号議案	**監査役２名選任の件**
第３号議案	**補欠監査役１名選任の件**
第４号議案	**取締役の報酬等の額改定の件**

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2020年７月30日(木曜日)
午後５時45分まで

鴻池運輸株式会社
証券コード9025

■ ご出席される株主様は、株主総会開催日現在の新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調、緊急事態宣言等の状況をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防に十分ご配慮いただき、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

■ 株主総会会場において、株主様や関係者の安全に配慮した感染防止措置を講じますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、同封の「第80回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について」をご確認ください。

目 次

■ 株主の皆様へ …… 1
■ 第80回定時株主総会招集ご通知 …… 2
■ 株主総会参考書類
　第１号議案　取締役８名選任の件 …… 5
　第２号議案　監査役２名選任の件 …… 10
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 12
　第４号議案　取締役の報酬等の額改定の件 …… 13
■ 添付書類
　事業報告 …… 14
　計算書類等 …… 41
　監査報告 …… 45

株主の皆様へ



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルス感染症拡大に際しましては、皆さまのご安全と、一日も早い終息を祈念しております。本状を持ちまして、第80回定時株主総会を2020年７月31日（金曜日）に開催するにあたっての招集をご通知申し上げます。

中期経営計画の２年目にあたる第80期（2019年度）におきましては、人材の採用・育成やシステム投資等による事業基盤の充実、コーポレート・ガバナンスの強化、管理会計制度の見直し等による経営基盤の再構築といった施策に加え、各事業をROIC（投下資本利益率）と成長性によって、基盤事業、成長事業、収益改善事業と３つの事業群に分類し、各事業群の課題に応じた取り組みを進めてまいりました。

今後の先行きに関しては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、極めて不透明な状況になっており、当社グループにとって最大の懸念事項と認識しております。しかしながら、このような状況下でこそ、「確固たる基盤づくり」の重要性が増すものであると考え、最終年度における完遂はもとより、事業ポートフォリオの改善取り組みを加速していく所存です。

今後も、全てのステークホルダーの皆様に信頼され、成長し続ける会社を目指してまいりますので、一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【企業理念】
私たちの使命

「人」と「絆」を大切に、
社会の基盤を革新し、
新たな価値を創造します

代表取締役兼社長執行役員

鴻池 忠彦

株主各位

証券コード：9025
2020年７月16日
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
鴻池運輸株式会社
代表取締役兼社長執行役員　鴻池忠彦

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2020年７月30日（木曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　時

2020年７月31日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

（当社は、2020年５月20日開催の取締役会の決議により、本総会の議決権の基準日を３月31日から６月18日に変更しております。これに伴い、本総会の開催日は前回総会の応当日と著しく離れております。）

場　所

大阪市中央区伏見町四丁目３番９号

ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階　当社大阪本社 大会議室

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目的事項

報告事項

1. 第80期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　**取締役８名選任の件**
第２号議案　**監査役２名選任の件**
第３号議案　**補欠監査役１名選任の件**
第４号議案　**取締役の報酬等の額改定の件**

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会に ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年7月31日（金曜日）
午前10時

株主総会に ご出席いただけない場合



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年7月30日（木曜日）
午後5時45分



インターネットによるご行使

下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年7月30日（木曜日）
午後5時45分

詳しくは4ページをご覧ください。

議決権を重複行使された場合のお取扱いについて

書面とインターネット等による方法の双方で議決権を重複してご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.konoike.net/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

  ①会社の新株予約権等に関する事項　②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書　③連結注記表　④計算書類の株主資本等変動計算書　⑤個別注記表

  従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が、監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットによりご行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力しログインされた後、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

検索サイトで検索 ▶ 議決権行使　三井住友　検索

議決権行使ウェブサイト ▶ https://www.web54.net
（ウェブ　行使）

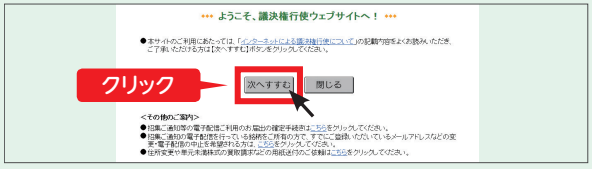

バーコード読取機能付の携帯電話やスマートフォンで、右記ＱＲコード®を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 ログイン

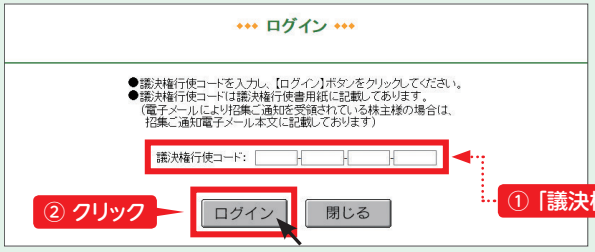

3 パスワードを入力

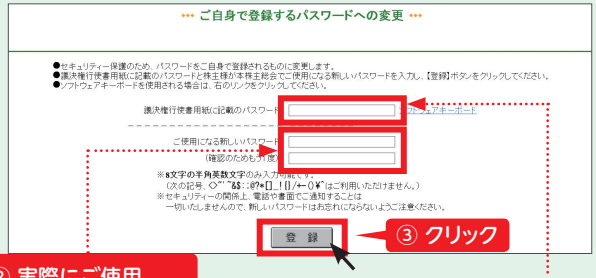

議決権行使書用紙

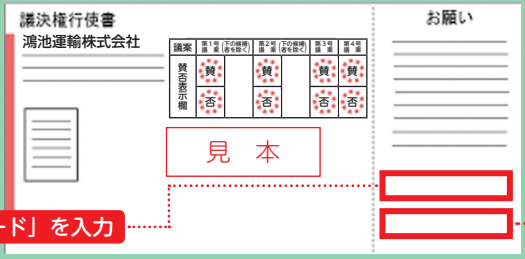

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。　行使期限　2020年７月30日（木曜日）午後５時45分

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031　受付時間 午前９時～午後９時

ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

第１号議案 取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の健全性及びコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図るため、社外取締役３名を含む取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1 再任

辻 卓史（つじ たかし）

（1942年10月３日生）

所有する当社株式の数

331,920株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1966年４月 宇部興産株式会社 入社	2017年６月 同 取締役会長（現任）
1983年10月 当社 入社 常任顧問	
1983年12月 同 専務取締役	〔重要な兼職の状況〕
1987年12月 同 代表取締役副社長	京阪神ビルディング株式会社 社外取締役
1989年12月 同 代表取締役社長	
2000年６月 同 代表取締役会長	

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

取締役候補者とした理由

辻卓史氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2017年から業務を執行しない取締役として、中長期ビジョンの達成に向けて経営の監督を適切に行っています。

これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2 再任

鴻池 忠彦（こうのいけ ただひこ）

（1953年11月７日生）

所有する当社株式の数

2,515,340株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1976年４月 株式会社鴻池組 入社	2018年４月 同 代表取締役兼社長執行役員（現任）
1981年４月 当社 入社	
1983年12月 同 常務取締役	〔重要な兼職の状況〕
1987年12月 同 専務取締役	大阪港総合流通センター株式会社 代表取締役副社長
1989年12月 同 代表取締役副社長	
2003年６月 同 代表取締役社長	

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

取締役候補者とした理由

鴻池忠彦氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2003年から社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。

これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 3 再任

こうの いけ ただ つぐ
鴻池忠嗣

（1982年11月30日生）

所有する当社株式の数
1,596,000株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

2006年 4 月 株式会社三井住友銀行 入行
2013年 4 月 当社 入社
2014年 7 月 同 経営企画本部 部長
2016年 4 月 同 執行役員
2017年 4 月 同 常務執行役員
2017年 6 月 同 取締役兼常務執行役員
2018年 4 月 同 取締役兼専務執行役員
2019年 4 月 同 取締役兼専務執行役員、新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長（現任）

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

▶ 取締役候補者とした理由

鴻池忠嗣氏は、金融機関での実務経験や当社での経営企画部門及び国際物流事業における豊富な経験と実績を有しております。また、現在は新事業開発部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 4 再任

なか やま えい じ
中山英治

（1958年10月29日生）

所有する当社株式の数
13,800株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1981年 4 月 当社 入社
2008年10月 同 大阪西支店長
2009年 6 月 同 東海支店長
2012年 6 月 同 執行役員
2014年 6 月 同 取締役兼執行役員
2016年 4 月 同 取締役兼常務執行役員
2017年 6 月 同 常務執行役員
2018年 6 月 同 取締役兼常務執行役員、営業管掌（現任）

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

▶ 取締役候補者とした理由

中山英治氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、現在は営業部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 5　再任

竹島徹郎（たけしまてつろう）

（1959年12月11日生）

所有する当社株式の数

16,200株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1982年４月 当社 入社
2009年６月 同 大阪港支店長
2011年９月 同 海外事業本部（大阪）部長
2012年６月 同 執行役員
2017年４月 同 常務執行役員
2018年６月 同 代表取締役兼常務執行役員、管理管掌
2020年４月 同 代表取締役兼常務執行役員、管理管掌、経営企画本部 本部長（現任）

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

▶ 取締役候補者とした理由

竹島徹郎氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営や、グループ全体の人材開発に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、現在は管理部門の管掌役員として、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の効率化を推進しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 6　再任　社外　独立役員

大田嘉仁（おおたよしひと）

（1954年６月26日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1978年４月 京セラ株式会社 入社
2003年６月 同 執行役員
2010年６月 同 取締役執行役員常務
2010年12月 日本航空株式会社 専務執行役員
2015年12月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長
2017年４月 同 顧問
2018年６月 当社 社外取締役（現任）
2019年９月 株式会社MTG 会長
2019年12月 株式会社MTG 取締役会長（現任）

〔重要な兼職の状況〕
株式会社MTG 取締役会長

取締役会出席回数

16回 ／ 16回（100%）

社外取締役在任期間

2年

▶ 社外取締役候補者とした理由

大田嘉仁氏は、経営者として幅広い業種を経験されているほか、様々な団体の要職に就任されているなど、高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられており、これまでも客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。
これらのことから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 7 再任 社外

増山美佳（ますやまみか）

（1963年1月6日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1985年 4 月	日本銀行 入行
1991年 9 月	Cap Gemini Sogeti 国際マーケティング・ディレクター
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニアコンサルタント
1997年 6 月	エゴンゼンダー株式会社 入社
2004年 1 月	同 パートナー
2016年10月	増山＆Company合同会社 代表社員社長（現任）
2017年 3 月	サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年 3 月	コクヨ株式会社 社外取締役（現任）
2019年 6 月	当社 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

増山＆Company合同会社 代表社員社長
サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）
コクヨ株式会社 社外取締役

取締役会出席回数

12回 ／ 12回（100%）

社外取締役在任期間

1年

▶ 社外取締役候補者とした理由

増山美佳氏は、コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM＆A等の分野における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に向けて専門的な見地から指導をいただいております。
これらのことから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 8 新任 社外

藤田泰介（ふじたたいすけ）

（1970年7月11日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1991年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
2000年11月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
2002年 6 月	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 入社
2006年 3 月	Taiyo Pacific Partners LLP 入社
2012年 2 月	Unleash Capital Pte. Ltd. 設立
2012年12月	Orbis Investments Management Ltd. 入社
2014年 9 月	Asian Energy Investments, Pte. Ltd. 入社
2016年 5 月	アムンディ・ジャパン株式会社 入社

▶ 社外取締役候補者とした理由

藤田泰介氏は、国内外資本市場における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただけるものと判断したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1．鴻池忠彦氏が代表取締役副社長を務める大阪港総合流通センター株式会社は、当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。
増山美佳氏が代表社員社長を務める増山＆Company合同会社と当社との間で、2018年６月１日から2019年６月25日までコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は同社と当社との間に特別の利害関係が存在しないため、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
藤田泰介氏と当社との間で、2020年７月１日から2021年６月30日までコンサルティング契約を締結しております。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は大田嘉仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4．増山美佳氏の取締役会出席回数は、2019年６月26日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
5．大田嘉仁氏及び増山美佳氏は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を当社と締結しております。当社は、本議案において両氏が選任されますと、両氏との間で同契約を継続する予定であります。
当社は、本議案において藤田泰介氏が選任されますと、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役 藤井昭夫氏は本総会終結の時をもって辞任され、監査役 舩橋晴雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1　新任

おおたに　みつぐ
大谷　貢
（1959年１月27日生）

所有する当社株式の数
31,300株

略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕

1982年４月 当社 入社
2011年９月 同 生活関連業務部（大阪）部長
2012年６月 同 空港業務部長
2013年５月 株式会社キャリア・サービス 代表取締役（現 株式会社マーキュリー）
2015年４月 当社 内部監査室長
2019年４月 同 監査役室長（現任）

監査役候補者とした理由

大谷貢氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営や関係会社の経営に携わったほか、内部監査部門の責任者を務めるなど、当社の健全かつ適切な運営に必要となる豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2

新任
社外
独立役員

藤原 裕（ふじわら ゆたか）

（1951年4月20日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕

1974年 4 月	三井海洋開発株式会社 入社
1987年11月	安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入社
1996年 6 月	同 シカゴ支店長
1998年 7 月	同 退社
1998年 8 月	オムロン株式会社 入社
2005年 6 月	同 執行役員、財務IR室長
2008年 6 月	同 執行役員常務、グループ戦略室長
2011年 8 月	クロス・ボーダー・ブリッジ株式会社 代表取締役
2013年 6 月	ナブテスコ株式会社 社外取締役（現任）
2017年 6 月	株式会社キッツ 社外取締役（現任）
2018年 4 月	経営革新研究所クロス・ボーダー・ブリッジ 代表（現任）

〔重要な兼職の状況〕

ナブテスコ株式会社 社外取締役
株式会社キッツ 社外取締役
経営革新研究所クロス・ボーダー・ブリッジ 代表

社外監査役候補者とした理由

藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者を歴任し、上場企業の財務部門・IR部門を担当する執行役員を務められるなど、グローバルビジネスや財務・経営管理に関する豊富な経験と見識を有しておられます。これらのことから、社外監査役として独立した立場から当社の監査において十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．藤原裕氏は、社外監査役候補者であります。
3．藤原裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4．当社は、本議案において藤原裕氏が選任されますと、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2016年６月23日開催の第76回定時株主総会において決議いただきました、高坂敬三氏の補欠監査役としての選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。さらに、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



再任
社外
独立

こう さか けい ぞう
高坂敬三

（1945年12月11日生）

所有する当社株式の数
0株

略歴〔重要な兼職の状況〕

1970年４月　弁護士登録
　　色川法律事務所 入所
2001年１月　同 代表
2017年１月　同 顧問
2020年１月　弁護士法人色川法律事務所 代表（現任）

〔重要な兼職の状況〕

弁護士法人色川法律事務所 代表
東洋アルミニウム株式会社 社外監査役
住友ゴム工業株式会社 社外取締役
積水化成品工業株式会社 社外監査役
株式会社テクノアソシエ 社外監査役

▶ 補欠監査役候補者とした理由

高坂敬三氏は、弁護士として法律上の専門知識を有しており、これまでの経験と幅広い見識を備えられていることから、引き続き補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．当社は、高坂敬三氏が代表を務める弁護士法人色川法律事務所との間に法律顧問契約を締結しております。
２．高坂敬三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．高坂敬三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。
４．高坂敬三氏が社外監査役として就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

第４号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月28日開催の第77回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与を除き「年額８億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）」と決議いただき現在に至っております。

その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、上記取締役の報酬等の額を「年額８億円以内（うち社外取締役分年額１億円以内）」に改めさせていただきたいと存じます。また、この取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は８名（うち社外取締役３名）でありますが、第１号議案（取締役８名選任の件）が原案どおり可決されますと、取締役の員数は８名（うち社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

売上高	3,108億34百万円	前連結会計年度比	5.7％増
営業利益	96億86百万円	前連結会計年度比	11.8％減
経常利益	95億59百万円	前連結会計年度比	16.0％減
親会社株主に帰属する当期純利益	45億93百万円	前連結会計年度比	27.0％減

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調にあった一方で、消費増税後の個人消費に力強さが見られなかったことに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による国内及び世界経済に与える影響が顕著となっております。今後の先行きに関しても、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、極めて不透明な状況になっており、最大の懸念事項と認識しております。当社グループにおきましても、これらの影響は不可避であり、空港関連分野を始めとする一部の事業におきましてすでに顕在化しております。

そのような中、当社グループは、2018年４月から2021年３月末を対象とする中期経営計画の２年目を迎え、創業150周年にあたる2030年に向けた「確固たる基盤づくり」を進めてまいりました。具体的には、人材の採用・育成やシステム投資等による事業基盤の充実、コーポレート・ガバナンスの強化、管理会計制度の見直し等による経営基盤の再構築といった施策に加え、各事業を基盤事業、成長事業、収益改善事業と３つの事業群に分類し、各事業群の課題に応じた取り組みを進めております。成長事業においては、インドでの事業展開を加速すべくインド統括本部を2019年４月に新設したほか、環境・エンジニアリング関連分野において総合建設業を行う中電産業㈱を連結子会社化したことに加え、空港関連分野では、フィリピン最大規模のグランドハンドリング事業を行うMacroAsia Airport Services Corporationと資本提携を行うなど成長力強化に向け、積極的な取り組みを展開しております。

また、収益改善事業の中でも国内物流事業については着実に取り組みを進め、すでに収益性の改善の成果が上がりつつあります。

当連結会計年度における経営成績については、海外関連分野や環境・エンジニアリング関連分野における新規連結会社の寄与、震災復興関連業務の増加により、売上高は3,108億34百万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。また、利益面につきましては、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大による複合ソリューション事業並びに国際物流事業の減益要因に加え、システム先行投資の増加等により、営業利益は96億86百万円（同11.8%減）、経常利益は95億59百万円（同16.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、45億93百万円（同27.0%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

複合ソリューション事業

売上高	2,144億11百万円	前連結会計年度比	5.0%増
セグメント利益	125億64百万円	前連結会計年度比	8.6%減

複合ソリューション事業におきましては、震災復興関連業務が増加、環境・エンジニアリング関連分野において、一部、再資源化業務減少はあるものの総合建設業を行う中電産業㈱の新規連結寄与により増加しました。また、食品関連分野での新規拠点開設、メディカル関連分野での病院内物流業務増加等により、売上高は2,144億11百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。利益につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による空港関連分野での業務減少の影響や、新規事業立ち上げ費用等の発生により、125億64百万円（同8.6%減）となりました。

国内物流事業

売上高	482億48百万円	前連結会計年度比	1.0%減
セグメント利益	25億34百万円	前連結会計年度比	6.8%増

国内物流事業におきましては、生活用品の取扱量増加等はありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等による一部業務減少により、売上高は482億48百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。利益につきましては、業務効率化や単価改定等により、25億34百万円（同6.8%増）となりました。

国際物流事業

売上高	481億75百万円	前連結会計年度比	17.0%増
セグメント利益	7億68百万円	前連結会計年度比	25.8%減

国際物流事業におきましては、前年度連結の香港のフォワーディング会社BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.の寄与、並びに、設備解体や据付業務の増加により、481億75百万円（前連結会計年度比17.0%増）となりました。利益につきましては、欧州市場向け集荷貨物の減少や米中貿易摩擦にともなう航空貨物需要の減速影響等により、7億68百万円（同25.8%減）となりました。

（事業別売上高の状況）

	金　額	構成比
複合ソリューション事業	214,411百万円	69.0%
国内物流事業	48,248百万円	15.5%
国際物流事業	48,175百万円	15.5%
合計	310,834百万円	100.0%

（注）上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は141億2百万円であります。

・当連結会計年度中に完成した主要設備

複合ソリューション事業	物流センター新設（岡山県真庭市）

・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

複合ソリューション事業	物流センター新設（長野県安曇野市、北海道千歳市、愛知県愛西市）
国際物流事業	倉庫新設（大阪市此花区）
	当社連結子会社 KONOIKE-E STREET, INC. 倉庫新設（米国カリフォルニア州ロサンゼルス）
	当社連結子会社 VENUS MARINE CO.,LTD.S.A. 船舶購入（パナマ共和国）
全社共通	研修センター新設（大阪府豊中市）

(3) 資金調達の状況

当社は、無担保社債の発行により200億円、長期借入金により14億円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

会社経営の基本方針

当社グループは、この先の100年も存在価値のある、魅力的な企業グループとして成長し続けていくために、ブランド価値の確立・強化を進めております。まずこれまでの経営理念・行動指針などブランド価値を構成する要素の整理・再構築を行い、「私たちのブランド」として2018年５月にブランドプロミスを策定しました。そして、当社グループが長い歴史の中で築いてきた、すべてのサービスの安全・品質に込める強い想いと誇りを「私たちの約束＝期待を超えなければ、仕事ではない」という言葉にまとめました。これは「私たちのブランド」を象徴する社会の皆様と当社グループの約束の言葉です。そして、その約束を果たし続けるために当社グループが目指すべき姿、存在意義を不変の「企業理念」として新たに定義し、その実現のための「行動指針」を策定しました。

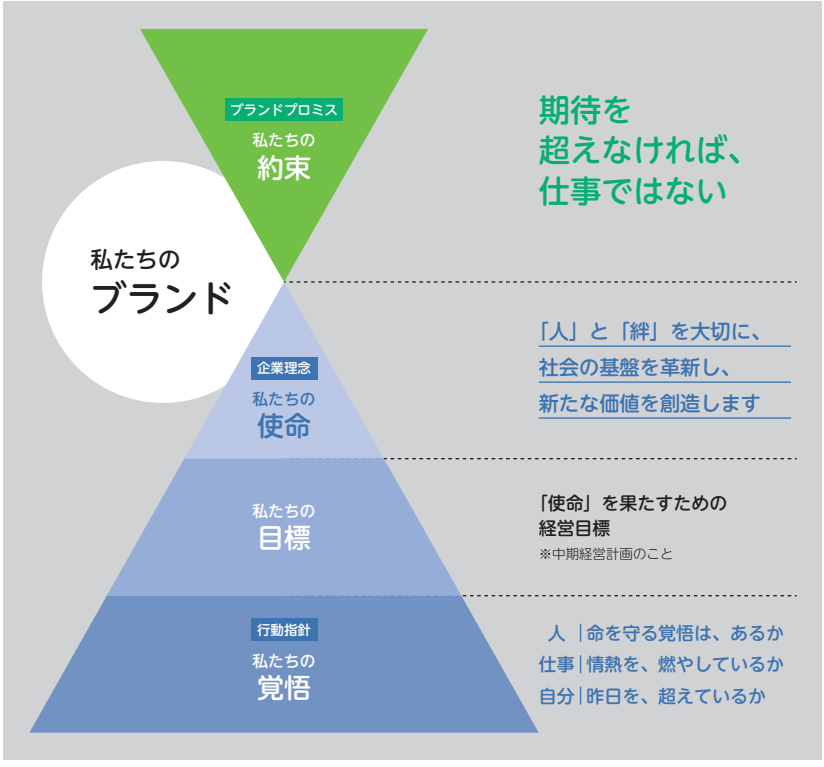

経営環境及び「2030年ビジョン」

当社グループでは、特に中長期的に対処するべき経営環境の変化として、国内生産年齢人口の減少による「人手不足の深刻化」とAI(人工知能)、IoT、ビッグデータ、ロボットの活用に代表される「技術革新の進展」という２つの潮流を認識しております。このような経営環境の変化は、長期的に当社グループの事業の前提を大きく変容させるものでありますが、これを脅威としてではなくいかに機会として捉えていくかが重要な経営課題であると認識しております。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経営環境の急激な変化により、これらの技術革新の進展の動きが一段と強まるものと考えております。「人手不足の深刻化」に対しては、足元では積極的な人材採用活動等により事業継続への影響を最小限に抑えていますが、中長期的には生産性の向上によって根本的に解決を図る必要があります。具体的には、AI、IoT、ロボットなど様々な「技術革新の進展」により、当社グループの業務は、長期的に自動化・機械化が進んでいくと考えられ、新技術を取り入れながら業務を革新することが求められます。

創業150周年となる2030年、さらにその先の未来に向けて当社グループがお客様や社会から信頼され、選ばれ続けていくためには、中長期的な経営環境の変化に対して事業のあり方を柔軟に変化させていきながら、上記の企業理念の実現を追求していくことが求められます。この道筋を明確にするために、2030年に目指すべき経営の姿を「2030年ビジョン」として定めております。

2030年ビジョン［2030年定量目標］

事業ポートフォリオ	10事業本部以上を目指し事業の多角化
売上高	3,500億円～5,000億円
物流売上高：サービス売上高（注）	40：60
国内売上高：海外売上高	80：20
営業利益率	５％以上
ROE	10%以上

（注）サービス売上高：複合ソリューション事業における請負業務、エンジニアリング業務など、純粋な物流業務以外の業務の売上高

中期経営計画と対処すべき課題

そして、2030年ビジョンを踏まえ、2019年３月期～2021年３月期を対象とした中期経営計画の３カ年を「2030年ビジョン実現に向けた『確固たる基盤づくり』の期間」と位置づけ、以下の事項に取り組んでおります。

❶ 意識改革への取り組み

「人手不足の深刻化」と「技術革新の進展」という２つの潮流に対処するには、これまでの当社グループの経営と事業のあり方を、グループ一体となって見直すことが不可欠です。その一体感の醸成のためには、当社グループの従業員一人ひとりが共通の使命感・志を持ち、誇りをもって働けるブランド力を有していることが重要であると捉えており、全従業員に対し「企業理念」と「行動指針」を常に意識し実践することを求め、「私たちのブランド」の社内浸透施策を推進しております。

「私たちのブランド」は、これまでの当社グループの140年の歴史の中で共有され、育まれてきた不変の理念や価値観を改めて明文化したものです。「私たちのブランド」を経営の軸として、これまでの経営と事業のあり方について2030年に向けたあるべき姿へと見直しを図ります。

❷ 基盤づくりに向けた取り組み

ⅰ）将来を見据えた事業基盤の充実

「2030年ビジョン」に向けた変革を進めていくには、将来を見据えた事業基盤の充実を図ることが喫緊の課題と認識しております。特に、以下の点に積極的に取り組みます。

・人材の採用・育成活動などによる人材基盤の強化
・システム化投資・自動化投資や本社業務プロセスの見直しを通じた生産性の向上
・安全衛生・品質管理レベルの妥協のない改善

人材基盤の強化に関しては、業界全体で人手不足が深刻な課題となっている中、当社グループは積極的に採用活動に取り組み、全体として当面の業務運営には支障をきたさない程度に人材を確保しております。今後も、積極的な採用活動を継続するとともに、人材定着率の向上に取り組みます。そのために「やりがい」と「ゆとり」を両立できる職場づくり、多様な価値観（ダイバーシティ）が受け入れられる職場づくりを推進します。外国人技能実習生の受け入れや外国人総合職採用の拡大に伴い、ダイバーシティの取り組みの重要性はさらに増していることから、2019年４月よりダイバーシティ推進部を設置しました。また、事業戦略の遂行を支える、多様な人材の育成への取り組みも強化します。空港関連分野においては、フィリピンのグランドハンドリング事業を行うMacroAsia Airport Services Corporationとの資本提携に加え、成田航空ビジネス専門学校を傘下に置き、空港業界全体の人材育成に貢献しております。このように、当社グループのニーズだけでなく社会ニーズにも対応した広い視野での人材育成にも取り組んでおります。

生産性の向上に関しては、ICT推進本部や情報システム開発子会社であるコウノイケITソリューションズ㈱が中心となり、全社的なシステムの見直し及び再構築に着手しております。各現場の物流システムの統合化・共通化や経営情報システムの整備を通じて、生産性と効率性の向上を図ります。また、各現場においても、自動化・省力化のための設備投資を進めております。本社部門においても、部門横断的な業務プロセスの見える化と見直しを通じて、業務の生産性及び付加価値向上に取り組んでおります。加えて、2020年４月よりICT推進本部のもとにデジタルトランスフォーメーション推進部を設置し、ICT（情報通信技術）を活用した働き方改革、業務プロセス改革をより一層進めてまいります。

さらに、当社グループがお客様に提供する価値の中でも特に重要な要素である安全衛生・品質管理に関して妥協なくさらなる向上を追求します。安全衛生・品質管理への取り組みについては、各支店に本部直轄の安全品質専任者を、各関係会社に安全品質担当者を置く体制をとり、営業現場と本社が同じ目線で一体となって取り組みを進めております。

ⅱ）経営基盤の再構築

「2030年ビジョン」に向けた企業経営を促進する経営基盤の再構築を進めております。その一環として、経営の健全性及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、取締役会を構成する全取締役の1/3以上を社外取締役としております。加えて、独立社外取締役を委員長とする「人事・報酬委員会」を、取締役会の任意の諮問委員会として設置し、人事・報酬の決定における客観性・透明性の更なる向上を図っております。

また、2019年３月期に設定した、事業本部別のKPI（重要業績評価指標）については、半期ごとにモニタリングを実施し、中長期的に達成すべき戦略目標に向け、着実な遂行を図ってまいります。今後も企業価値向上に向けた意思決定に資する仕組みの整備・運用に取り組みます。

ⅲ）資本コストをさらに意識した経営への取り組み

当社グループの持続的な発展のためには、限られた経営資源を効率的に活用することが不可欠です。事業の生産性・持続可能性を測る指標としてROICを活用し、資本コストを意識した事業運営に取り組んでまいります。その中で、全事業のポートフォリオを明確化するため、各事業を基盤事業、収益改善事業、成長事業の３つの事業群に分類し、各事業の位置づけ・課題を明確にしております。それぞれの事業の位置づけに応じた戦略の立案・実行・見直しを進めるとともに、全社最適の観点から事業ポートフォリオの見直しを進めてまいります。このため、経営会議の諮問機関である投資調査部会の機能強化を実施し、資本コストによる判断基準を明確にしたうえで、全社における意識の徹底を図っております。

また、先行きが不透明な経営環境であるからこそ、「確固たる基盤づくり」の重要性が増すものと考え、中期経営計画の最終年度にあたる2021年３月期においては、当初2021年４月以降としていた不採算事業についての拠点の再構築、撤退、売却などの方針決定を一年前倒しで実施することといたしました。すでに、2020年３月末において方向性を定めておりますが、それらに従い、2021年３月末までに各事業の具体化方針を決定し、次期中期経営計画の期間内で実行すべく進めてまいります。加えて、将来のさらなる成長に向けた布石としての成長事業への投資は欠かすことが出来ないものであり、積極的な取り組みを継続してまいります。

（当社グループの事業ポートフォリオマネジメント）

	分野	課題
基盤事業	鉄鋼関連、食品関連、 食品プロダクツ関連、生活関連	基盤事業の持続、 フリーキャッシュフローの維持・向上
収益改善事業	物流関連、定温関連、 メディカル関連、海外関連	ROIC思考の徹底・生産性の改善
成長事業	空港関連、環境・エンジニアリング関連、 インド関連（メディカル、鉄道）	事業成長、M&Aの取り組み、海外展開

ⅳ）部門の垣根を越えた成長の促進

お客様に当社グループを選び続けていただくには、各事業本部単位で完結するサービスに終始するのではなく、部門の垣根を越えて、当社グループ全体でお客様にソリューションを提供することがますます重要になると認識しております。その一環として2019年４月より、インド統括本部を発足させました。従来、海外事業本部とメディカル事業本部にまたがっていたインド事業を１つの本部に括り直し、同本部を中心に他の国内事業のインド展開の可能性を模索しております。これは部門の垣根を越えた１つの成長の形であり、今後もこのような従来の組織の枠組みに捉われない成長の形を追求します。

また、営業本部を中心に全社横断プロジェクトとして推進しておりました、コウノイケ・レールゲートプロジェクトの集大成として2020年４月に東京レールゲート営業所を開設いたしました。今後も営業本部を中心に、当社グループ内での連携をさらに強化してまいります。

ｖ）新たな中核事業の発掘・育成と価値革新への取り組み

新事業開発本部の主導のもと、「2030年ビジョン」の実現に不可欠な「新たな中核事業の発掘・育成」を進めております。お客様の生産プロセスやバリューチェーンに深く入り込み、請負サービス、物流サービスなど様々なサービスを組み合わせて提供する当社グループ独特のビジネスモデルは、業種や地域を問わず、さらなる成長の可能性を有していると考えております。そして、新たな成長のために、ロボット技術などの新技術の業務への取り込みを行いつつ、新しい形の請負サービス・物流サービスなどの開発に取り組み、価値の革新を図ります。

具体的な取り組みとして、新技術の研究部署である鴻池技術研究所では様々な新技術を導入することで新しい生産請負作業・物流作業の形を作り出す検討を重ねています。基本となる技術は、①AI画像認識技術を活用した自動検査、②シミュレーションによる工程＆作業最適化、③人間とロボットの協業を目指した汎用性のある自動化適用、④IoT＆センシング技術による設備保守作業効率化等となります。

個別事例では、昨年度に実用化スタートした自動フォークリフトの機能拡張を進めつつ、それ以外でも拡張現実(AR)を活用した航空貨物計測システム開発、設備保守へのAIセンサー導入、空港域内での位置検知センサー活用、等海外のスタートアップ企業の技術適用も積極的に検討を進めています。この活動を更に加速させるために東京レールゲート建屋内にイノベーションセンター（実験倉庫）を４月に設置いたしました。当社が持つ最良の資産である作業者のスキルと最新の技術を融合させた請負作業の新しい姿を創出して参ります。

足下の経営環境と喫緊の課題

今後の国内及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅な減速が懸念されます。航空業、観光業を未曽有の危機に晒しているだけでなく、サプライチェーンの分断によって製造業にも広く波及していることから、当社の経営環境にも少なからぬ影響が出ることが考えられます。

現中期経営計画の最終年度に当たる2021年３月期については、現時点で合理的に影響額を算定することが困難であることから、業績が見通せない状況にあります。このような状況の下、当社グループは、経営基盤をより強固にするために、徹底したコスト削減、不採算事業や投資計画の見直しに加え、十分な手元流動性の確保にも万全を期してまいります。

一方で、事態終息後においては社会の価値観や企業に求められる役割がこれまでと変わる可能性があります。とりわけ重要性が再認識されている社会インフラを担う当社グループとしては、これらの変化を見据えつつ、次期中期経営計画を策定する予定です。

株主の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第77期	第78期	第79期	第80期 (当連結会計年度)
売上高	258,332	276,761	294,158	**310,834**
経常利益	10,721	11,536	11,373	**9,559**
親会社株主に帰属する当期純利益	7,310	7,042	6,289	**4,593**
1株当たり当期純利益	128円46銭	123円70銭	111円62銭	**84円90銭**
純資産	95,348	101,162	101,563	**99,572**
総資産	204,591	211,691	213,254	**223,499**

売上高

(単位：百万円)

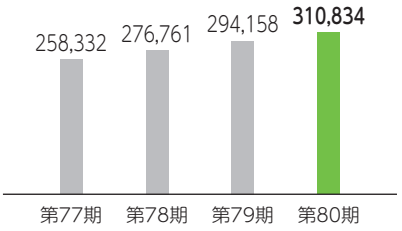

経常利益

(単位：百万円)

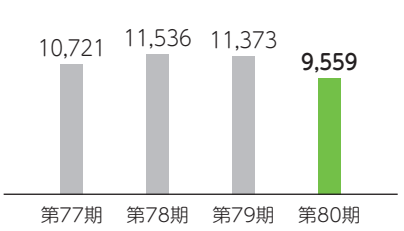

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

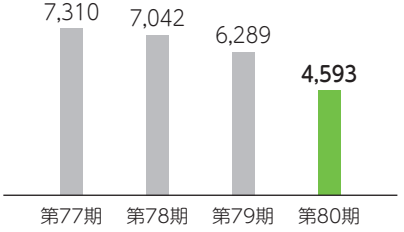

1株当たり当期純利益

(単位：円)

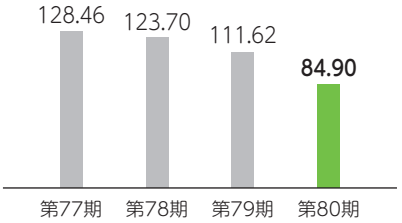

純資産

(単位：百万円)

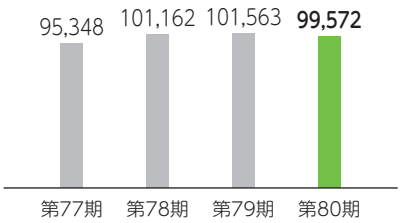

総資産

(単位：百万円)

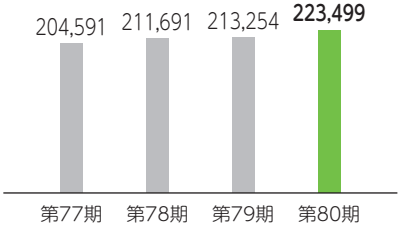

❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第77期	第78期	第79期	第80期（当事業年度）
売上高	187,374	196,982	208,004	**216,739**
経常利益	9,018	6,503	7,725	**6,429**
当期純利益	6,864	4,180	5,636	**2,836**
1株当たり当期純利益	120円62銭	73円43銭	100円05銭	**52円42銭**
純資産	74,020	77,295	78,666	**73,556**
総資産	168,386	170,370	175,607	**187,467**

売上高

（単位：百万円）

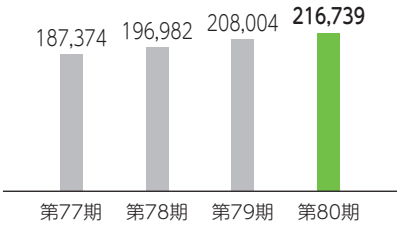

経常利益

（単位：百万円）

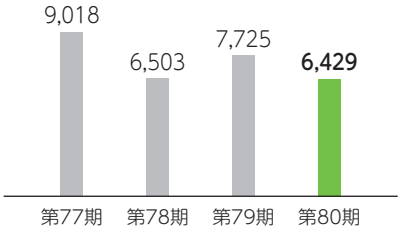

当期純利益

（単位：百万円）

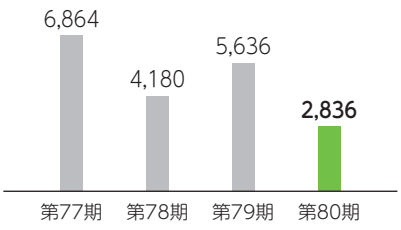

1株当たり当期純利益

（単位：円）

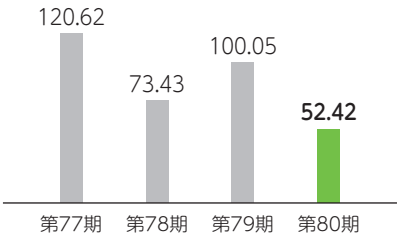

純資産

（単位：百万円）

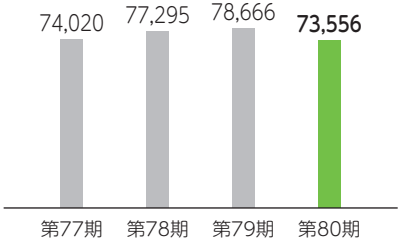

総資産

（単位：百万円）

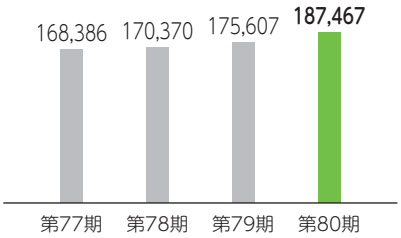

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
鴻池メディカル株式会社	100百万円	100.0%	滅菌代行、院内外物流システム設計・運用、医療用具の販売
九州産交運輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
株式会社NKSホールディング	90百万円	100.0%	空港における航空便の旅客・グランドハンドリング業務
株式会社Kグランドサービス	96百万円	90.0%	空港における航空便のグランドハンドリング業務
株式会社Kスカイ	50百万円	90.0%	空港における航空便の旅客・航務業務
日本空輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
関西陸運株式会社	87百万円	100.0%	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
コウノイケ・エアポートサービス株式会社	50百万円	100.0%	輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務
株式会社エコイノベーション	100百万円	100.0%	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
鳳テック株式会社	100百万円	60.0%	鋼材・鋼板コイルの荷造及び梱包
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	30百万香港ドル	100.0%	国際航空貨物フォワーディング、NVOCC、倉庫、配送
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	52百万米ドル	100.0%	貨物倉庫保管、配送業務

(注) 1. NVOCC（Non Vessel Operating Common Carrier）とは、自ら国際輸送手段（船舶等）を持たない貨物利用運送事業者であります。
2. 2019年4月1日付をもって、株式会社エコイノベーションが、同じく当社の連結子会社であるASRリサイクリング鹿島株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しました。

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

❶ 複合ソリューション事業
得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。
❷ 国内物流事業
冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。
❸ 国際物流事業
国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

(8) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

当社	大阪本社	大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
	東京本社	東京都中央区銀座六丁目10番１号
	支店	大阪港（大阪市）、国際物流関西（大阪市）、国際物流関東（東京都中央区）、関西（大阪市）、和歌山（和歌山県和歌山市）、千葉（千葉市）、鹿島（茨城県鹿嶋市）、九州（北九州市）、東海（名古屋市）、静岡（静岡県焼津市）、関東中央（東京都台東区）、北日本（仙台市）、中国九州（福岡市）、定温物流（東京都台東区）、西日本（大阪市）、東日本（東京都台東区）、関西中央（大阪市）、関東（千葉市）
鴻池メディカル株式会社	本社	東京都千代田区有楽町一丁目６番４号
九州産交運輸株式会社	本社	熊本市南区流通団地二丁目20番３号
株式会社ＮＫＳホールディング	本社	東京都中央区銀座七丁目16番14号
株式会社Ｋグランドサービス	本社	大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
株式会社Ｋスカイ	本社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
日本空輸株式会社	本社	東京都中央区銀座六丁目10番１号
関西陸運株式会社	本社	香川県さぬき市昭和121番地20
コウノイケ･エアポートサービス株式会社	本社	東京都大田区蒲田四丁目22番３号
株式会社エコイノベーション	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
鳳テック株式会社	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	本社	RM8A, 8/F, Mita Centre, 552-566 Castle Peak Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	本社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON,CA 90744 U.S.A.

（注）当社は2020年４月１日付で、九州支店をエンジニアリング支店へ改称いたしました。

(9) 従業員の状況 (2020年３月31日現在)

❶ 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比
15,931（9,326）名	703名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
9,549（5,677）名	399名増	41歳6カ月	11年4カ月

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,300百万円
株式会社みずほ銀行	2,900百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　227,596,808株

（2）発行済株式の総数　56,952,442株（自己株式　4,481,701株を含む）

（3）株主数　3,387名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
江之子島商事株式会社	5,040,888株	9.60%
鴻池運輸従業員持株会	4,432,092株	8.44%
銀泉株式会社	3,598,274株	6.85%
鴻池忠彦	2,515,340株	4.79%
株式会社三井住友銀行	2,480,022株	4.72%
日本製鉄株式会社	2,451,418株	4.67%
大阪瓦斯株式会社	2,248,912株	4.28%
鴻池一季	2,169,300株	4.13%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,665,800株	3.17%
鴻池忠嗣	1,596,000株	3.04%

（注）１．当社は、自己株式を4,481,701株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	辻 卓史		
代表取締役兼社長執行役員	鴻池忠彦		大阪港総合流通センター株式会社 代表取締役副社長
取締役兼専務執行役員	鴻池忠嗣	新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長	
取締役兼常務執行役員	中山英治	営業管掌	
代表取締役兼常務執行役員	竹島徹郎	管理管掌	
社外取締役	木村直樹		松本油脂製薬株式会社 代表取締役社長 松本興産株式会社 代表取締役社長
社外取締役	大田嘉仁		株式会社MTG 取締役会長
社外取締役	増山美佳		増山&Company合同会社 代表社員社長 サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役(監査等委員) コクヨ株式会社 社外取締役
監査役(常勤)	藤井昭夫		
監査役(常勤)	中谷光弘		
社外監査役	舩橋晴雄		シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 第一生命保険株式会社 社外取締役 株式会社SMBC信託銀行 社外取締役 株式会社モリモト 社外取締役 ケネディクス株式会社 社外監査役 EPSホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社パソナグループ 社外取締役(監査等委員)
社外監査役	堂道秀明		

(注) 1. 当社は社外取締役 木村直樹氏及び大田嘉仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社は社外監査役 舩橋晴雄氏及び堂道秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役 中谷光弘氏は財務経理本部 本部長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 木村直樹氏が代表取締役社長を務める松本油脂製薬株式会社と当社の間には、当社の貨物保管・輸送等の取引関係がありますが、第80期においてその規模は、当社の売上高の0.02%未満であり、同氏の社外取締役としての客観的・公正中立な判断に影響を及ぼすものではございません。
増山美佳氏が代表社員社長を務める増山&Company合同会社と当社との間で、2018年6月1日から2019年6月25日までコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は同社と当社との間に特別な利害関係が存在しないため、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。

5．当社は、取締役会の一層の活性化並びに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が20名（2020年３月31日現在）おります。
6．当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
鴻池　忠嗣	取締役兼専務執行役員 新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長、鴻池技術研究所長	取締役兼専務執行役員 新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長	2019年４月１日

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藪本　弘	2019年６月26日	辞任	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退任慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	196	148	27	20	—	５名
監査役（社外監査役を除く。）	42	42	—	—	—	３名
社外役員	51	51	—	—	—	５名
合計	290	242	27	20	—	13名

（注）１．上記には、2019年６月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に対する支給額を含めております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．2017年６月28日開催の第77回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額８億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、2015年６月24日開催の第75回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額１億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。
４．2007年６月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額１億円以内と決議いただいております。
５．当社は、2015年６月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続いて在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

❷ 当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	出席状況		活動内容
		取締役会	監査役会	
社外取締役	木村 直樹	15回 / 16回 (94%)	—	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	大田 嘉仁	16回 / 16回 (100%)	—	取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	増山 美佳	12回 / 12回 (100%)	—	2019年6月26日就任以降、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
社外監査役	舩橋 晴雄	16回 / 16回 (100%)	12回 / 13回 (92%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	堂道 秀明	16回 / 16回 (100%)	13回 / 13回 (100%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

(注) 社外取締役 増山美佳氏については、2019年6月26日付の就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	115百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.及びBEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である新収益認識基準の適用に関する助言業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

基本的な考え方

当社は、『「人」と「絆」を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します』を企業理念に掲げると共に、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を、以下のとおり定めます。

1．内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社グループの業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の継続的な向上を図り、事業活動に伴う管理体制の整備・構築・運用を推進するために統合委員会を設置します。

また、統合委員会の下部組織として、内部統制部会、リスクマネジメント部会、情報セキュリティ部会、コンプライアンス部会及び環境部会を設置します。

2．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業理念の実践により「お客様と社会から真に信頼され、愛される会社」となるための基礎として、役員及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「企業倫理規程」を制定します。

(2) 「企業倫理規程」の遵守の徹底と実践的運用を行うため、役員及び従業員に対する教育・研修を実施するとともに、「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」を定め、「コウノイケ・ヘルプライン」（以下「ヘルプライン」という）の窓口を社内・社外に設置するなどの体制を整備します。

(3) 「コンプライアンス規程」を定め、「コンプライアンス部会」を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・推進を図ります。なお、同部会の委員の内１名は社外の有識者とします。

(4) 内部監査部門において、役員及び従業員の業務の適正性に関する内部監査を実施し、その結果については、代表取締役および監査役に報告します。

(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制の整備に努めます。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務に係る議事録等の文書その他の情報は、「文書管理規程」等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行います。

(2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとします。
(3) 「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を整備するとともに、情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティ部会を設置し、情報の取扱い、保管、セキュリティに関する適切な運用を図ります。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 「リスクマネジメント規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、「リスクマネジメント部会」を設置して、企業価値を毀損させる可能性のあるリスクの発現や、危機の発生を予防・抑制する活動を継続的に展開し、リスク管理の整備・構築を図ります。
(2) 事業上のリスクは、①事業継続リスク②資産保全リスク③業務運営リスクの３つのカテゴリーに分類するとともに、各リスクを適正に管理するために、管理レベルを全社リスクと部門リスクに分け、それぞれのリスクについて「リスクマネジメント部会」で適切な管理を実施します。
(3) 「事業継続計画（BCP）」を制定し、大災害や大事故、不祥事等の不測の事態が発生した時でも事業の継続や早期の復旧・再開ができる体制を構築します。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行います。
(2) 取締役会を原則毎月開催し、取締役会規則に基づき、経営に関する重要事項について、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき審議・決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告します。また、経営会議規程を定め、取締役会の下部機関として経営会議を設置し、定期的に開催します。
(3) 取締役会において策定した中期経営計画及び年度予算について、月次・四半期毎に業績管理を行い、達成状況の確認、計画及び予算の見直しを行います。

6．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
①「関係会社管理規程」において、当社と子会社の情報共有及び業務上の報告についてルールを定めるとともに、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけます。
②定期的に当社及び子会社の取締役及び監査役が出席する関係会社月次報告会を開催し、経営上の重要情報の共有に努めるとともに、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対して随時当社取締役会または当社取締役への報告を義務づけます。

(2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当社グループが共有する「リスクマネジメント規程」を策定し、同規程において各リスクに応じて責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

②当社内に設置される「リスクマネジメント部会」は当社グループのリスク管理を担当する機関として、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題及びその対策を審議します。

③当社グループは、不測の事態や危機の発生時に備え、当社グループ全体の「事業継続計画（BCP）」を策定して、当社グループの役員及び従業員に周知徹底し、当社グループの事業継続の円滑な実施を図ります。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社グループは、各社の社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行い、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、かかる体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。

②当社グループを網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。かかる策定の作業については、経営層からのトップダウンと事業部門からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「企業倫理規程」を制定するとともに「経営品質ハンドブック（マニュアル）」を作成し、当社グループの全ての役員及び従業員に周知徹底します。

②当社は、当社グループ各社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置するように努めます。

③当社は、当社グループの役員及び従業員に対し、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。

④当社の内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社に対する年一回の内部監査を実施します。

⑤当社は、当社グループ各社が利用可能な「ヘルプライン」を設置し運用します。

⑥当社グループの海外拠点については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務についての随時の相談、アドバイスを求めることができる提携先を確保し、コンプライアンス体制の整備・運用に努めます。

⑦当社グループ各社は、反社会的勢力の排除に向けて「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」に基づき、体制の整備に努めます。

7．監査役のその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役会の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の使用人を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとします。

(2) 監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとします。

(3) 当社は、「監査役監査基準」において、監査役の補助使用人に対する指揮命令権を定めます。

8．当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの役員及び従業員は、当社監査役からの業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(2) 当社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等や、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

(3) 当社の内部統制、内部監査、コンプライアンス及びリスク管理を所管する各担当部署は、定期的又は必要に応じて適宜遅滞なく監査役に対し、当社グループにおける内部統制、内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

(4) 当社グループのヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報状況について、定期的に当社監査役に対し報告します。

9．監査役への報告したことを理由として不利益扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、「監査役監査基準」において、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

(2) 「コウノイケ・ヘルプライン運用規程」に基づいて、ヘルプライン担当部署は、当社グループの役員及び従業員から法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかわる通報を受けた場合、通報内容について速やかに監査役に報告します。
また、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記します。

10．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(2) 当社は、監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
(3) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。
(4) 監査役は、内部監査室及び会計監査人との連携に努め、定期的な打ち合わせを行うほか、相互に監査結果についての報告会を行い、必要に応じ随時情報交換を行うことで監査の実効性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

KONOIKEグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針における当事業年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1．内部統制システム全般の運用状況
(1) 当社は、内部統制部会を４回（四半期に１回）開催し、当社グループ内の内部統制に係る課題と対応策等について、委員（社外委員１名を含む）間で議論を行い、当社グループの内部統制システムの強化促進を図っております。
(2) 当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づき年間の内部監査計画を策定し、業務が適正かつ効率的に行われているか監査及び提言を行っております。なお、内部監査室は、監査の結果を代表取締役兼社長執行役員及び監査役に報告しております。
(3) 財務報告に係る内部統制については、評価を担当する内部監査室が「財務報告に係る内部統制の基本方針書」に従って、当社グループの内部統制評価を実施しております。

2．業務執行の効率性の向上に関する取組みの運用状況
(1) 取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名で構成され、社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。
当事業年度は、取締役会は16回開催され、経営に関する重要事項及び業務執行状況について、実質的かつ活発な議論がなされており、意思決定の効率性及び監督の実効性は確保されております。
(2) 当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確にするため、執行役員を選任し、意思決定の迅速化を図っております。
また、当事業年度は経営会議を33回開催し、重要課題につき審議したほか、本部長定例会議を13回開催し、全般的な業務執行状況の報告を受けております。

3．情報の管理に関する運用状況

（1）当社は、情報管理について、社内規程の整備及び社内研修を通じて周知徹底を図っております。
また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）制定に伴い、「特定個人情報保護方針」及び「特定個人情報保護基本規程」（2015年11月１日施行）を制定し、情報管理を強化しております。

4．コンプライアンス体制に関する運用状況

（1）当社は、当社グループ共通の企業理念、行動指針を定め、当社グループ各社の役員及び従業員に周知しております。また、社会から求められる倫理や行動規範等について定めた「経営品質ハンドブック」等を配布し、当社グループ内への周知徹底と研修等で浸透を図っているほか、当社グループ各社の役員及び従業員に対し、定期的にコンプライアンス研修会を実施しております。

（2）当事業年度は、コンプライアンス部会を４回（四半期に１回）開催し、当社グループ内のコンプライアンスに係る課題と対応策等について、委員（社外委員１名を含む）間で議論を行い、当社グループのコンプライアンス体制の向上を図っております。

（3）当社の「コウノイケ・ヘルプライン」は、当社グループ全体の内部通報制度として整備・運用しております。なお、内部通報窓口の周知徹底は、各事業場にポスターを掲示するとともに、社内イントラネットにおいて内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む利用ルールの徹底を図っております。
また、ヘルプラインの通報窓口に監査役へ直接通報する体制を整備しております。
なお、ヘルプラインの運用状況、重要な不正事案等については、定期的にコンプライアンス部会に報告を行っておりますが、当事業年度は、重大な法令違反等に関わる案件はありませんでした。

（4）反社会的勢力との関係遮断について、社内周知の徹底と取引契約書への反社会的勢力排除条項の折り込み等を継続して対応しております。

5．リスクマネジメント体制に関する運用状況

（1）リスクマネジメント部会を４回（四半期に１回）開催し、当社各部門が所管する重大なリスクについて、半期毎のPDCAサイクルに基づき、リスク対策の立案、対応状況のモニタリング、及びリスク対策の評価を実施し、リスク発現の予防と抑制を図っております。特に近年多発傾向にある自然災害については、過去の対策や被害状況の検証、及び検証結果に基づく部会内での議論を通じて、また、社外委員（1名）による他社事例等も参考にして対策の強化を進めております。

（2）当社グループ全拠点に自衛消防組織を組成し、BCPを踏まえた災害対策体制の整備・運用を図っております。安否確認訓練、災害対策訓練、上級救命講習等により、当社グループ全体での危機対応能力の向上を図っており、人命を守り、社会的責任を果たすべく、事業継続能力の向上のための取り組みを実践しております。

6．グループ会社の経営管理に関する運用状況

(1) 当社は、子会社が予算及び中期経営計画を策定する際には、子会社より策定案の報告を受けるとともに当社グループ全体の観点から必要な指示を行い、子会社の業務の適正及び職務執行の効率化を図っております。

(2) 当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上、重要な事項については、親会社である当社へ事前に報告を行うことで、子会社の業務の適正の確保に努めております。
また、毎月各子会社取締役から月次業績及び予算計画の進捗状況等についての報告を受け、その質疑応答を通して情報共有を図り、中期経営計画及び年度予算について進捗管理を実施し、グループ経営としての一体性を確保しております。

(3) 子会社の損失の危機管理については、当社グループ全体が一体となり、「リスクマネジメント規程」、「事業継続計画（BCP）」等を策定し、不測の事態や危機の発生に備えるべく、取り組みを行っております。

7．監査役の職務執行の運用状況

(1) 当事業年度は、常勤監査役２名、社外監査役２名で構成される監査役会を13回開催しました。なお、監査役の職務を補助する部門として監査役室を設け、取締役の指揮命令から独立した専任のスタッフを配置しております。

(2) 監査役は、「取締役会」のほか「経営会議」、「統合委員会」等の重要な会議に出席するとともに必要な意見を述べております。また、内部監査室、内部統制部門と毎月１回定期的な連絡会を開催し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(3) 監査役は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、子会社決算に関する情報を交換し、必要に応じて適宜報告を受け、情報の収集をしております。会計監査人とは、往査の結果報告を受けているほか、定期的な情報交換を行っております。当事業年度は、子会社監査役と４回、会計監査人とは８回情報・意見交換を行っております。

(4) 監査役は代表取締役兼社長執行役員との定期会合を４回開催し、情報交換とともに当社グループの課題について意見交換を行っております。また、監査役は社外取締役と意見交換会を開催し、連携を図っております。

(5) 監査役が監査方針・計画に従った監査を実施するにあたり、必要とされる費用等については、適切に処理しております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

(2) 当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり18円とさせていただきます。

この結果、2019年12月２日に実施の中間配当金（１株当たり18円）を含む当事業年度の年間配当金は、１株当たり36円となります。

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**89,835**
現金及び預金	29,470
受取手形及び売掛金	55,680
未成工事支出金	107
貯蔵品	1,631
その他	3,024
貸倒引当金	△78
固定資産	**133,663**
有形固定資産	**101,272**
建物及び構築物	41,015
機械装置及び運搬具	8,606
土地	42,577
リース資産	3,837
建設仮勘定	3,602
その他	1,634
無形固定資産	**6,390**
のれん	2,417
その他	3,973
投資その他の資産	**26,000**
投資有価証券	11,704
長期貸付金	497
繰延税金資産	6,752
退職給付に係る資産	171
その他	7,184
貸倒引当金	△177
投資損失引当金	△132
資産合計	**223,499**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**52,845**
支払手形及び買掛金	13,491
短期借入金	9,116
１年内返済予定の長期借入金	2,528
未払費用	11,838
未払法人税等	2,639
その他	13,229
固定負債	**71,081**
社債	30,000
長期借入金	9,172
リース債務	3,025
繰延税金負債	564
再評価に係る繰延税金負債	1,444
退職給付に係る負債	22,666
役員退任慰労金引当金	144
長期未払金	1,626
その他	2,435
負債合計	**123,926**

純資産の部	
株主資本	**100,278**
資本金	1,723
資本剰余金	1,908
利益剰余金	103,972
自己株式	△7,324
その他の包括利益累計額	**△4,096**
その他有価証券評価差額金	3,294
土地再評価差額金	△4,688
為替換算調整勘定	237
退職給付に係る調整累計額	△2,939
新株予約権	**397**
非支配株主持分	**2,992**
純資産合計	**99,572**
負債・純資産合計	**223,499**

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		310,834
売上原価		284,954
売上総利益		**25,880**
販売費及び一般管理費		16,194
営業利益		**9,686**
営業外収益		
受取利息	135	
受取配当金	441	
貸倒引当金戻入額	8	
投資有価証券評価損戻入益	0	
受取賃貸料	144	
その他	256	987
営業外費用		
支払利息	195	
投資有価証券評価損	455	
為替差損	262	
その他	200	1,114
経常利益		**9,559**
特別利益		
固定資産売却益	344	
投資有価証券売却益	28	
受取保険金	285	
その他	0	658
特別損失		
固定資産除売却損	120	
投資有価証券評価損	254	
投資損失引当金繰入額	12	
減損損失	1,711	
災害による損失	61	
和解金	6	2,166
税金等調整前当期純利益		**8,051**
法人税、住民税及び事業税	4,065	
法人税等調整額	△571	3,494
当期純利益		**4,557**
非支配株主に帰属する当期純利益		△36
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,593**

貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**64,086**
現金及び預金	15,558
受取手形	1,688
電子記録債権	4,703
売掛金	38,028
未成工事支出金	103
貯蔵品	881
短期貸付金	1,590
その他	1,568
貸倒引当金	△35
固定資産	**123,381**
有形固定資産	**71,323**
建物	26,859
構築物	1,215
機械及び装置	3,536
車両運搬具	1,787
工具、器具及び備品	963
土地	33,246
リース資産	2,086
建設仮勘定	1,627
無形固定資産	**2,746**
借地権	571
ソフトウェア	1,779
ソフトウェア仮勘定	391
その他	4
投資その他の資産	**49,311**
投資有価証券	10,858
関係会社株式	27,291
出資金	237
関係会社出資金	1,860
長期貸付金	347
関係会社長期貸付金	573
繰延税金資産	4,476
差入保証金	3,298
その他	1,087
貸倒引当金	△523
投資損失引当金	△195
資産合計	**187,467**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**53,992**
買掛金	9,067
短期借入金	23,318
１年内返済予定の長期借入金	2,300
リース債務	634
未払金	5,737
未払費用	8,936
未払法人税等	1,464
未払消費税等	1,942
預り金	407
その他	183
固定負債	**59,918**
社債	30,000
長期借入金	8,500
リース債務	1,614
再評価に係る繰延税金負債	1,444
退職給付引当金	14,937
資産除去債務	1,557
長期未払金	1,599
その他	265
負債合計	**113,910**

純資産の部	
株主資本	**74,580**
資本金	**1,723**
資本剰余金	**930**
資本準備金	930
利益剰余金	**79,251**
利益準備金	427
その他利益剰余金	78,823
固定資産圧縮積立金	1,941
別途積立金	48,080
繰越利益剰余金	28,802
自己株式	**△7,324**
評価・換算差額等	**△1,421**
その他有価証券評価差額金	3,267
土地再評価差額金	△4,688
新株予約権	**397**
純資産合計	**73,556**
負債・純資産合計	**187,467**

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		216,739
売上原価		201,448
売上総利益		**15,291**
販売費及び一般管理費		9,779
営業利益		**5,511**
営業外収益		
受取利息	120	
受取配当金	1,435	
その他	333	1,889
営業外費用		
支払利息	103	
社債利息	44	
社債発行費	110	
投資有価証券評価損	393	
貸倒引当金繰入額	0	
為替差損	264	
その他	55	971
経常利益		**6,429**
特別利益		
固定資産売却益	256	
投資有価証券売却益	27	
受取保険金	271	
その他	0	556
特別損失		
固定資産除売却損	57	
投資有価証券評価損	254	
関係会社株式評価損	873	
減損損失	1,048	
投資損失引当金繰入額	26	
災害による損失	39	
その他	5	2,305
税引前当期純利益		**4,680**
法人税、住民税及び事業税	2,576	
法人税等調整額	△732	1,844
当期純利益		**2,836**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ 大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年６月17日

鴻池運輸株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）藤井　昭夫㊞

監　査　役（常勤）中谷　光弘㊞

社外監査役　舩橋　晴雄㊞

社外監査役　堂道　秀明㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場 ご案内図



日　時

2020年7月31日（金曜日）午前10時
受付開始　午前９時

会　場

HK淀屋橋ガーデンアベニュー２階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
電話 06-6227-4600

最寄り駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅
（⑬番出口より　徒歩 約２分）

※ 会場建物内は禁煙となっております。
※ 会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

KONOIKE GROUP

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK